AMDA 社会開発機構による

ミャンマー連邦共和国
草の根・人間の安全保障無償資金協力
フォローアップ調査

報告書

2016 年 2 月 19 日

特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構

目次

I. はじめに ・・・

I. はじめに

本報告書は、外務省国際協力局開発協力総括課および在ミャンマー日本国大使館（以下、在ミャンマー大）からの要請を受け、特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構（以下、AMDA 社会開発機構）が実施した、ミャンマーにおける草の根・人間の安全保障無償資金協力（Grant Assistance for Grassroots Human Security Projects／以下、GGP）フォローアップ調査結果を記載したものである。調査に係る契約書は、2015 年 12 月 1 日に、在ミャンマー大および AMDA 社会開発機構ミャンマー事務所との間で取り交わされ、以下の 7 案件が調査対象になった。

① 平成 18 年度「州立ラショー総合病院（シャン州）医療機材整備計画」
② 平成 20 年度「セイタトゥッカ僧院附属小学校（シャン州）建設計画」
③ 平成 22 年度「ナッイェカン僧院付属小学校（シャン州）建設計画」
④ 平成 22 年度「カヤン地区・トングワ地区母子保健センター（ヤンゴン管区）建設計画」
⑤ 平成 23 年度「ミャンマー感染症対策薬剤保管庫（シャン州、マグウェ地域）建設計画」
⑥ 平成 23 年度「女子職業訓練センター（ヤンゴン地域）環境整備計画」
⑦ 平成 25 年度「シャン州ラショー地区ラショー総合病院感染病棟建設計画」

本フォローアップ調査は、NGO・外務省定期協議会連携推進委員会での合意に基づき、2011 年（平成 23 年）8 月にまとめられた「草の根・人間の安全保障無償資金協力 外務省・NGO 共同レビュー取りまとめ（2011）」に記載されている今後の改善措置案の一つ、「本邦 NGO によるフォローアップ事業」の一環として行われたものである。援助案件の評価結果も含めた「見える化」の徹底、ならびに案件形成から実施、評価、改善に至る PDCA サイクルにおいて第三者の関与を得ることによる ODA 全体の説明責任の向上を図ることが前提となっており、本調査報告書でも、単なる事実確認だけでなく、提言もあわせてまとめるよう留意した。

本調査の実現と実施にあたり多くの方のご協力をいただいた。外務省ならびに在ミャンマー大の関係各位、そして視察先の関係者に対し、感謝の意を記したい。

II. 考察と提言に関する要約

１．個別案件の所感等

⑴ 平成 18 年度（2006 年度）「州立ラショー総合病院（シャン州）医療機材整備計画」

・ ミャンマー会計監査の準備のため、備品台帳は確認できなかったが、供与された機材が各病棟に配備され、今でも活用されているものが多くあることが確認でき、十分な成果があったと考えられる。

⑵ 平成 20 年度（2008 年度）「セイタトゥッカ僧院附属小学校（シャン州）建設計画」

・ 生徒数に対する校舎の拡充が追い付いていない面があるものの、僧院への寄付を活用し、自分たちの力でよく管理されており、裨益効果は高いといえる。

⑶ 平成 22 年度「ナッイェカン僧院付属小学校（シャン州）建設計画」

・ 建設後の施設は適切に維持管理されており、経済的に苦しい生徒に対する学校教育の機会提供がなされるなど、高い事業効果がうかがえた。

⑷ 平成 22 年度（2010 年度）「カヤン地区・トングワ地区母子保健センター（ヤンゴン管区）建設計画」

・ 両施設ともによく維持管理されており、活用の度合いも高い。

⑸ 平成 23 年度（2011 年度）「ミャンマー感染症対策薬剤保管庫（シャン州、マグウェ地域）建設計画」

・ 必要な維持管理はなされているが、本来とは異なる利用状況も若干見られた。

⑹ 平成 23 年度（2011 年度）「女子職業訓練センター（ヤンゴン地域）環境整備計画」

・ 必要な維持管理はなされており、十分な裨益効果があったと考えられる。

⑺ 平成 25 年度（2013 年度）「シャン州ラショー地区ラショー総合病院感染病棟建設計画」

・ よく維持管理されているが、変更申請によって設置が許可された一般病棟との間の渡り廊下に関して、管理体制が不十分な面が見られた。

２．全体的な考察と提言

調査で訪問した施設や供与された資機材は、今回の視察の範囲において、すべて適切に維持管理されていることが確認できた。これは在ミャンマー大の GGP 担当者が、業務の効率化に努め、各案件に非常に丁寧な対応をしている結果だと言える。

一方、改善が期待される点として以下の 3 つを提言したい。

【提言①】案件の実施目的を明確化する

【提言②】多様なステークホルダーとの連携を促進する

【提言③】裨益効果の持続性と波及効果を高める

III. ミャンマー草の根・人間の安全保障無償資金協力フォローアップ調査の概要

１．ミャンマーへの経済協力と GGP

ミャンマーに対する日本の経済協力は、1954 年の「日本・ビルマ平和条約及び賠償・経済協力協定」を端緒に、1968 年に円借款が、また 1975 年には無償資金協力の供与が開始された。しかし、1988 年以降の国軍による政権掌握等の政情により、一部の人道案件等を除いて経済協力の規模は大幅な増減が繰り返されてきた。例えば、アウン・サン・スー・チー氏の自宅軟禁が解除された 1995 年の支援額は約 159 億円だったが、同氏が再び自宅軟禁された翌年にあたる 2004 年は 9 億円あまり[1]と、大きな開きがある。

その後 2012 年 4 月には、前年に発足した新政権が民主化への具体的な取り組みを見せたことを受け、円借款を含む本格的な支援が再開。2013 年度以降の支援額は著しい増加をみせており、贈与分の援助実績が 1969 年から 2012 年度までの累計で 2,184 億円だったのに対し、2013 年度のみで 196 億円余りとなっている。

一方、ミャンマーにおける GGP（草の根・人間の安全保障無償資金協力）は 1993 年に開始され、初年度は 3 件のみだったが、その後急速に件数が増えた。2014 年度までの累計契約・実施は 726 件、金額の合計は約 5,200 万ドル（契約通貨は US ドル）に上る。直近 10 年間の平均では、年度あたり 35 件、合計約 340 万ドルが供与されているが、やはり民主化の前後で支援額が大きく変化している。すなわち、2005～2012 年の平均は年間 33 件、計約 250 万ドルであるのに対し、2013 から 2014 年度にかけては同 46 件、計約 710 万ドルと、大幅に増加している。

在ミャンマー大において GGP を担当しているのは、主に書記官 1 人と草の根委嘱員 7 人（邦人 3 人、ミャンマー人 4 人）。常に 300 件程度の申請書が審査リストに掲載されている状況の中、申請書の受領から選定、現地を訪問しての事前調査、本省への稟請から契約に至るまで、非常に丁寧な対応がなされている。

申請書は年間を通じて受け付けられているが、ほぼすべてが現地の公用語であるミャンマー語で書かれている。まずは草の根委嘱員によって可能性の高い順に a から d までの 4 つのカテゴリーに分類された後、担当書記官によって確認されている。なお、すべての草の根委嘱員と担当書記官が参加する会議は、年間を通じて原則週 1 回のペースで開かれている。毎年 12 月までには、翌年度に実施可能性の高いものが選定され、翌 1～3 月にかけて 50～60 件程度、実際に現場まで訪問しての事前調査が実施されている。諸調整の後、5～6 月頃に本省への稟請、本省からの承認後、8 月以降に申請団体との契約に至るというのが年間の GGP にかかる業務の流れとなっている。経費および時間の節約のため、すでに実施中の案件の中間・完了検査や原則 2 年以内のフォローアップ調査も、毎年 11～4 月の事前調査とあわせてスケジュールが組まれており、効率的な実施体制が確立されている。

[1] 外務省 WEB サイトの国別援助実績より http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/index.html

２．契約とその主な内容

本調査の実施にあたり、事前に以下の業務委嘱内容を双方で確認した上で 2015 年 12 月 1 日、在ミャンマー大契約担当官、泰松昌樹参事官と AMDA 社会開発機構ミャンマー事務所事業統括、江橋裕人との間で契約書が署名、締結された。報告書の提出期限は 2016 年 2 月 19 日である。

【業務委嘱内容】

草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る下記の業務

フォローアップ調査／その他情報収集

① H18「州立ラショー総合病院（シャン州）医療機材整備計画」フォローアップ調査
② H20「セイタトゥッカ僧院附属小学校（シャン州）建設計画」フォローアップ調査
③ H22「ナッイェカン僧院付属小学校（シャン州）建設計画」フォローアップ調査
④ H22「カヤン地区・トングワ地区母子保健センター（ヤンゴン管区）建設計画」フォローアップ調査
⑤ H23「ミャンマー感染症対策薬剤保管庫（シャン州、マグウェ地域）建設計画」フォローアップ調査
⑥ H23「女子職業訓練センター（ヤンゴン地域）環境整備計画」フォローアップ調査
⑦ H25「シャン州ラショー地区ラショー総合病院感染病棟建設計画」フォローアップ調査

３．調査メンバーと外務省からの同行者

AMDA 社会開発機構

海外事業部：	岡山本部	白幡利雄（全日程参加）
	ミャンマー事務所	佐藤幸江（ラショー訪問を除く全日程参加）
		松尾美江（ヤンゴン近郊訪問を除く全日程参加）

外務省 国際協力局

開発協力総括課：	課長補佐	鈴木雄介（部分参加）
	経済協力専門員	陸名真弓（全日程参加）
在ミャンマー大：	参事官	松尾秀明（在ミャンマー大でのインタビューのみ）
	二等書記官	渡邉太郎（ヤンゴン近郊訪問を除く全日程参加）
	草の根委嘱員	高野光輝（ヤンゴン近郊訪問のみ部分参加）

４．調査実施期間

2015 年 12 月 6 日（日）～12 日（土）

※詳細は次項を参照

5．調査日程

訪問記録 No.	月	日	曜 日	時間	行程
	12	6	日	17:15 18:50	陸名外務省経済協力専門員ヤンゴン着（NH813） 白幡ヤンゴン着（TG305）
1		7	月	9:00 13:30 16:00	在ミャンマー日本国大使館訪問／GGP 担当者インタビュー（松尾秀明参事官、渡邉書記官） ヤンゴン発（KBZ 828-07） ラショー着
2 3		8	火	9:00 13:30	ナッイェカン僧院附属小学校を訪問（案件③） セイタトゥッカ僧院付属小学校を訪問（案件②）
4, 5, 6		9	水	9:00 16:30 17:15 18:35	ラショー総合病院を訪問（案件①、⑤、⑦） ラショー発（KBZ 829-09） 鈴木外務省課長補佐、日本よりヤンゴン着（NH813） 視察チーム、ラショーよりヤンゴン着
7 8 9		10	木	10:00 13:30 15:30	女性職業訓練センターを訪問（案件⑥） カヤン地区母子保健センターを訪問（案件④） トングワ地区母子保健センターを訪問（案件④）
		11	金	9:00 13:30 19:50 22:10	AMDA 社会開発機構チーム内での協議 在ミャンマー日本国大使館での協議 白幡ヤンゴン発（TG306） 鈴木課長補佐、陸名経済協力専門員ヤンゴン発（NH814）
		12	土	6:25 6:45	白幡、日本着 鈴木課長補佐、陸名経済協力専門員日本着

6．調査の方法

以下のとおり、入手可能な書類と訪問による聞き取り、観察等をもとに分析と検討を行った。

① 全 7 案件の請訓表および調査時点で入手可能だった中間・完了報告書および検査報告書
② 在ミャンマー大および外務省からの聞き取り
③ 7 案件のフィールド訪問によるインタビューと観察
④ AMDA 社会開発機構チーム内および調査同行者内での議論

IV. 訪問およびインタビューの記録

以下は調査実施時の訪問順にインタビューで得られた情報を順不同でまとめたものである。各案件の所感ならびに全体の考察に関しては次章を参照されたい。なお、項目番号は前章の「５．調査日程」の“訪問記録No.”に対応している。

１．在ミャンマー日本国大使館

日時	2015 年 12 月 7 日（月）9:00～10:20
訪問先	在ミャンマー日本国大使館
主要面談者	松尾秀明参事官、渡邉太郎二等書記官
調査団	白幡利雄、佐藤幸江、松尾美江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	陸名真弓経済協力専門員（外務省）
聞き取り内容	・ ミャンマーは雨季があり（6～10 月）、その間は施設等の建設工事や現地訪問ができなくなることを考慮して、年間の業務計画ができている。以前は日本の会計年度に応じた計画をもとに、通年で現場訪問も行われていたが、GGP の前担当書記官が現地の状況にあわせて変更した。 ・ 現在は、毎年 8 月までに請訓表が外務本省の担当者へ届けられ、送金が行われた後、資金を支援先の団体へ供与。10 月までに資材調達が行われ、雨季が明けた 10 月以降に建設できるようになっている。仮に 11 月の承認分でもすぐに工事にとりかかれ、1 年以内に工事が終わる想定。そこから逆算し、乾季の 11～4 月に事前調査やフォローアップ調査などの現地訪問を組んでいる。 ・ 受領から審査、モニタリング、フォローアップに至るまでのプロセスについて：受領には 3 通りあり、大使館に直接申請書が提出されるケースのほか、委嘱員らが訪問調査へ行った際に申請書を渡し、後日郵送されてくるもの、また地方政府が預かった複数の申請書をまとめて渡されるものがある。最初に出される申請書は内容に不備があることが多いので、やりとりしつつ修正していく。 ・ 受領後のリストには常に 300 件程度が掲載されている。これは 1 年間で応募があったものに加え、応募した年度には実施できず翌年度へ持ち越されたものがあり、累積で現在これだけの数になっている。 ・ 申請書の応募期限は設けていないが、毎年 12 月を過ぎてしまうと翌々年度以降の実施になることが多い。:緊急の案件については随時、早く実施できるよう調整することもある。こうしたタイムラインについては、申請に向けて大使館にコンタクトがあった時点で説明しているが、事前の告知はしていない。 ・ 完了検査と実施後のフォローアップ（原則 2 年以内）は全案件に対して行っている。また、6 ヵ月以上の実施期間が必要な案件は、作業行程が 50%程度の段階で中間検査も行っている。引き渡し式は大使かその代理が出席している。機材引き渡しのみの案件は中間検査を省略するほか、フォローアップが出張日程の関係で実施後 2 年以上

	のタイミングとなることもある。 ・ GGP スキームの広報について：在ミャンマー大の WEB サイト及び Facebook に掲載しているが、それ以外、特別なことはしていない。ミャンマーでは、GGP と競合するような他国のスキームに目立ったものはなく、十分な数の申請がなされている。式典及び署名式については写真と掲載用の情報を全主要メディアに後日送付している。また、引き渡し式典については、かなりの率でメディア広報が行われている。特に、英字紙の The Global New Light of Myanmar には 100％掲載されている。 ・ 申請にいたるきっかけとしてよく聞くのは、以前に GGP を実施した村の評判を聞きつけ、その近隣の村から申請がなされるという例や、地方政府が適当な案件があったら GGP に申請するよう呼びかけ、独自のリストをもとに提出される例などがある。地方政府から出てくる案件は学校か保健センター、水関連施設で、被供与団体は各村の住民委員会になる。 ・ 申請された案件は、まず委嘱員によって実施可能性の高い順に a, b, c, d の 4 つのカテゴリーに分類される。申請以前の相談時点で断るものもある。d は落とし、a, b, c を審査していく。採択案件を決める際に重視する点として、まず裨益者数があり、治安と交通状況に照らし、日本人がモニタリングに行けるかどうかという点も考慮する。3 千万円を超えるような大規模案件は、ニーズ及び効果を特に厳しく審査する。また申請団体の活動実績が 2 年未満の場合は保留するなど、すべてガイドライン[2]の範囲内であり、ミャンマー大使館独自の判断基準によるものではない。 ・ 申請書はほぼすべてがミャンマー語で書かれており、英語のものは 300 件のうち 3～4 件程度。少数民族の言語で出されたことはないが、仮にそのような場合であっても委嘱員が対応可能な状況にある。 ・ 審査過程には 3 段階あり、1）事前調査に行く案件の選定、2）事前調査に行った中から請訓表作成案件の選定、3）請訓表の大使決裁の 3 つ。その後、本省へ請訓表が公電で提出される。本省側での〆切が 8 月末と 11 月末のため、案件数としてはそのタイミングが多くなる。 ・ 落選の結果は申請者へ順次、個別に連絡している。また、修正を前提に採択の可能性があるものは案件リストにストックしている。 ・ ミャンマーの国内移動は時間も経費も必要な場合が多い。そのため、事前調査は、以前に実施した案件のフォローアップなどのタイミングに可能な限り一緒に行い、1 回の出張で複数の案件視察を組み込むようにしている。現在の所、GGP に関する出張経費に不足は感じていない。 ・ 案件のセクターは教育、保健、水、道路などから幅広くとり、できるだけ偏らないようにしている。ただし、申請ベースのため学校案件が多くなってはいる。2015 年は 7 月から 8 月にかけての大洪水で被災した学校が多く、その修繕などの申請が多い。 ・ 地域としては極力、少数民族の居住エリアを優先している。また、ザガイン、タニンダリ

2 「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」のこと。案件を実施するにあたっての部内参考資料として外務省でまとめられている。

	ー、バゴー西部などの貧困度が高いところは、ビルマ族の多い地方であっても重視している。軍政時代は日本人が行けるところが少なく、ヤンゴンの学校案件が多かったこともあり、最近ではなるべくヤンゴン以外で、かつ学校関連セクターに偏らないように配慮している。 ・ 邦人委嘱員の契約条件は英語ができることで、現地語は必須でない。大使館としては現地語ができる人がありがたいが、そうした人材は近年の経済成長により、給与のよりよい民間企業へ流れる傾向が強く、契約が難しくなっているといえる。現在の邦人委嘱員 3 人のうち、ミャンマー語が流暢なのは 2 人。現場訪問は現地語のできる委嘱員が行っている。ミャンマー人委嘱員の契約においても、必須条件は英語がしっかりできることとし、さらに業務の都合上、エンジニアを積極的に募集している。現在の 4 人のミャンマー人委嘱員は NGO 等での勤務経験があり、うち 2 人がエンジニア経験者であり、現場でチェックと指導ができる人材である。契約期間は最長 3 年で延長は基本的に不可だが、1 年あいだを置くと再契約ができる。 ・ 週に 1 回、委嘱員全員でのミーティングが行われており、渡邊書記官も基本的に参加しているほか、必要に応じて松尾参事官も参加している。使用言語は英語だが、日本語や現地語も使われており、適宜通訳される。 ・ 委嘱員の中での分担は案件の内容と地域によって、またプレスリリースや引き渡し式の調整、エンジニアによる図面チェックなどの業務に応じて割り振っている。とりまとめは邦人委嘱員のうち、経験の長い人材に依頼している。 ・ 建設に要する資材はセメントと木材を除いてほぼ全て輸入品のため、インフレよりも為替レートの影響が大きい。 ・ 見積もりの取得など、申請条件が厳しすぎるという声は寄せられていない。委嘱員が丁寧に指導しており、見積もり作成を依頼できる業者のリストも必要に応じて渡している。カチン州やチン州などの遠隔地にヤンゴンの業者が行きたがらないこともあるため、現地の業者リストをつくり、申請団体に渡してもいる。業者リストは 1 年に 1 回公募して作成している。業者のフィージビリティチェックは書面と訪問で行い、問題がある場合にはリストから外している。 ・ これまでの案件で、施行が設計図と全く異なる結果だったというような問題は起きていない。施工中の建設物の形が図面と違うのに途中で気づくことはあり、その際には適宜修正させるか、変更申請を提出してもらっている。 ・ 委嘱員による調査の結果、例えば窓枠との間に隙間があるといったことなどを細かく確認し、不備があれば完了検査までに直してもらい、確認に行けない場合は写真を送ってもらうようにしている。また、草の根無償のスキームで実施している外部監査による現場チェックも中間及び完了時にそれぞれ行っている。これまでのところ、すべて優良案件だといえる状況。

２．ナッイェカン僧院付属小学校

日時	2015 年 12 月 8 日（火） 9：00～11：25
訪問先	シャン州ラショー地区内、ナッイェカン僧院付属小学校 Nat Ye Kan Monastic Primary School in Lashio Township, Shan State
主要面談者	U Thaw Bi Ta （僧侶／ナッイェカン僧院の最高責任者で GGP 実施時の委員会メンバー）
案件名	平成 22 年度（2010 年度）「ナッイェカン僧院付属小学校（シャン州）建設計画」 The Project for Construction of Nat Ye Kan Monastic Prmary School in Lashio Township, Shan State
調査団	白幡利雄、松尾美江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	陸名真弓経済協力専門員（外務省）、渡邉太郎書記官（在ミャンマー大） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 地域の人口は増加傾向にあり、GGP による校舎建設後も児童数は増加している。2013 年からは電気も通じるようになった。児童と教員数の変化は次のとおり。 【児童数】 2008 年度：99 人　2009 年度：102 人 2010 年度：131 人　2011 年度：261 人（GGP 校舎が建った翌年） 2012 年度：314 人　2013 年度：374 人 2014 年度：362 人　2015 年度：416 人 【教員数】※2010 年度からは僧侶以外の教員が増えている。 2010 年度：7 人　2011 年度：10 人 2012 年度：10 人　2013 年度：13 人 2014 年度：14 人　2015 年度：15 人 ・ 僧院には計 140 人の僧侶がいる。僧院の主な財源は寄付で、1,000 万チャット（約 100 万円）を受けとる月もあるが、毎月決まった収入があるわけではない。その他、携帯電話会社のアンテナを敷地内に設置したことによる月 30 万チャット（約 3 万円）の収入がある。学校の運営には、教材や電灯の取替など毎月 80 万チャット（約 8 万円）がかかっている。 ・ GGP については、セイタトゥッカ僧院の僧侶から聞いて知った。同僧院に日本大使館から GGP の委嘱員が来ると聞き、会いに行った。すでに申請書の提出期限が迫っていたため、邦人委嘱員から書類の書き方などを教えてもらい、急いで作成した。 ・ 現在は全 7 クラス（1 年生のみ 2 クラス）あり、計 416 人の児童がいる。 幼稚園 102 人／1 年生 124 人／2 年生 91 人／3 年生 67 人／4 年生 32 人 ・ 生徒は多様なバックグラウンドをもち、7 つの民族（ビルマ族、パラウン族、シャン族、中国系民族、ゴラカ族、カチン族、コーカン族）、3 つの宗教（仏教、ヒンドゥー教、キリスト教）から成る。入学時にはミャンマー語ができない少数民族の

	子どももいる。 ・ 416 人の生徒のうち 193 人は僧侶（尼僧を含む）。僧侶である生徒は午前中に托鉢に出るため、その間は教室にいない。 ・ 幼稚園用の校舎を建設中で、2016 年 6 月からの使用を予定している。 ・ 重力流下式の給水システムでは乾季の水量が不十分なため、10 日ほど前から、井戸の掘削を始めた。400 万チャット（約 40 万円）ほどの費用がかかる見込み。 ・ 15 人の教員のうち 5 人は僧侶。政府からの給与支給は僧侶でない教員分のみのため、僧侶である教員への給与は、寄付でまかなっている。 ・ 現在、入学を希望する子どもは全員受け入れている。GGP で校舎が建ち、教室が増えたことで受け入れ可能な生徒数も増えた。小学校卒業後、僧院学校でのさらなる教育を希望する子どもたちを年に 5～10 人、マンダレーやモゴック、ヤンゴンの僧院へ進むのを手助けしている。これまでに 25 人ほどが支援対象になった。 ・ 卒業生のうち、進学するのは 20%程度。残りの生徒は親の手伝いや遠くへ働きに出るなどしている。 ・ GGP で学校が完成した後、修繕の必要が生じたケースとしては、雹（ひょう）などで窓ガラスが割れたということがある。現在、維持管理委員会には 1 人の教員とボランティアから成る 12 人の委員がおり、こうした修理や学校の維持管理を寄付でまかなっている。GGP を受けた時から引っ越しのため、2～3 人のメンバーが交代した。 ・ GGP で建設した水洗トイレ 5 基は、3 基を女子用、2 基を男子用にしている。

３．セイタトゥッカ僧院附属小学校

日時	2015 年 12 月 8 日（火） 13:20～15:45
訪問先	シャン州ラショー地区内、セイタトゥッカ僧院附属小学校 Seikta Thukha Monastic School, Lashio Township, Shan State
主要面談者	U Pan Nya Nan Da （同僧院の最高責任者、僧侶／GGP 実施時の委員（後援者））
案件名	平成 20 年度（2008 年度）「セイタトゥッカ僧院附属小学校（シャン州）建設計画」 The Project for Construction of Seikta Thukha Monastic Post Primary School in Lashio Township, Shan State
調査団	白幡利雄、松尾美江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	陸名真弓経済協力専門員（外務省）、渡邉太郎書記官（在ミャンマー大） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 地域人口は増加している。生徒の親の主な職業は日雇い労働。 ・ 維持管理委員会は 14 人から成り、うち 5 人が僧侶で、残りは生徒の親や近隣住民のボランティア。GGP 実施時のメンバーは亡くなったり高齢のため引退したりし、

	現在も委員を続けているのは2人。新しい委員の参加や会計などの役割を決める際は、全員の合意をとって行っている。 ・ GGP以外のスキームで支援をもらったことはない。GGPを知ったきっかけは覚えていないが、このスキームについて、自身からナッイェカンの他、タンイエンの僧院にも紹介したことがある。 ・ 現在、生徒は約2,500人で、教員は約70人（うち12人は僧侶）。幼稚園から中学校にあたる7年生までが学んでいる。中学の最高学年にあたる8年生もここで勉強しているが、登録上は他の学校となっている。入学したいという子どもは全員受け入れている。 ・ 毎年、全学年で15～20人ほどが転居していく。卒業する子どもたちとあわせた合計と、入学してくる子どもたちの数とがほぼ同じくらいである。 ・ 学校の管理運営費は毎月400万チャット（約40万円）ほどが必要。これ以上生徒が増えると運営費も増えて大変になるため、校舎の増築は現在考えていない。 ・ 卒業生のほとんどは1マイル（約1.6km）離れた場所にある高校へ進学する。 ・ 生徒への体育や音楽といった課外授業や職業訓練などは実施していない。図書館もない。 ・ 教育省からの教科書の支給が足りないため、全体の20%程度の生徒に対しては僧院がカバーしている。 ・ 授業は8:30～10:30、12:30～14:00、14:30～16:00の時間帯に分けて行っている。 ・ 教育省による教員へのChild Centered Approach研修が、無料であった。 ・ 状態の良くない校舎が一つあり、GGPへの申請を検討している。

4．ラショー総合病院（感染病棟建設計画）

日時	2015年12月9日（水） 9:00～10:20
訪問先	シャン州ラショー地区内、ラショー総合病院 Lashio General Hospital in Lashio Township, Shan State
主要面談者	Dr. Dee Pak （Medical Superintendent of Lashio General Hospital／同病院の最高責任者）
案件名	平成25年度（2013年度）「シャン州ラショー地区ラショー総合病院感染病棟建設計画」 The Project for Construction of Isolation Unit Building at Lashio General Hospital in Lashio Township, Shan State
調査団	白幡利雄、松尾美江（AMDA社会開発機構）
調査団同行者	陸名真弓経済協力専門員（外務省）、渡邉太郎書記官（在ミャンマー大） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 現在、病床数は200床、医師数は約70人、看護師数は約180人。保健省の基準では医師106人、看護師298人が割り当てられるが、実際には大きく不足している。

	また、収容可能な入院患者数は 450 人で、常時およそ 300～400 人が入院している。 ・ 現在、JICA プロジェクトで新病棟が建設されており、完成後は 500 床になる。2013 年に JICA や政府から 20 人ほどの視察団が来て、当病院の医師とともにニーズ調査が実施されている。 ・ GGP 申請のきっかけは、国境省から勧められたこと。申請にあたっては大使館の GGP 委嘱員から経緯や妥当性について様々な質問を受けた。邦人委嘱員が病院へ調査に来た際には申請書の書き方についての助言も受けた。 ・ GGP 申請当時は保健省に予算がなく、病棟の建設要請などはできなかった。しかし、その後 2014 年に保健省の予算で内科の新病棟が建設される等、状況が変化してきており、今後の病棟建設などは保健省に要請できる。 ・ HIV/AIDS 患者、結核患者への薬代を含めた治療費は無料にしている。 ・ GGP 支援で感染病棟ができる前は、一般病棟にしか患者を収容するスペースがなかったため、HIV/AIDS と結核を併発している患者の受け入れを断ることもあった。現在は、併発患者をすべて受け入れることができ、常時 6～10 人の入院患者がいる。患者はラショーはじめ、すべての北シャン州内の地区から来ている。 ・ 保健省からの予算に病院全体としての維持管理費がある。GGP 支援病棟は完成以来、これまでに修繕が必要な状況は発生していない。維持管理は、GGP 被供与団体でもある Hospital Advice Committee が担当しており、メンバーは全員、申請時と同じである。

5．ラショー総合病院（感染症対策薬剤保管庫建設計画）

日時	2015 年 12 月 9 日（水） 10:30～11:15
訪問先	シャン州ラショー地区内、ラショー総合病院 Lashio General Hospital in Lashio Township, Shan State
主要面談者	Dr. Kaung Nyunt San （Junior Consultant Physician, Department of Public Health）
案件名	平成 23 年度（2011 年度）「ミャンマー感染症対策薬剤保管庫建設計画」 The Project for Construction of Medical Storages for Anti-Infectious Disease Control Medicine in Myanmar
調査団	白幡利雄、松尾美江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	陸名真弓経済協力専門員（外務省）、渡邉太郎書記官（在ミャンマー日本国大使館） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 面談したドクターが 2013 年 10 月に着任した際、GGP の支援による保管庫はすでに完成していたが、まだ使用されてはいなかったとのこと。同年 12 月頃から使用が開始された。 ・ Department of Public Health には結核の専門家が 2 人、HIV/AIDS とマラリアの

	専門家が 1 人ずつ配置され、薬品を管理している。この保管庫では、入口に向かって左側の部屋を HIV/AIDS の薬剤保管に、右側の部屋をマラリアの薬剤保管に使っている。なお、前者にはすぐに使用しない結核の薬も 6 分の 1 ほどのスペースを使って保管している。 ・ 2014 年には北シャン州内の ART（抗レトロウィルス療法）センターは 5 ヵ所だけだったが、2015 年には 16 ヵ所に増えた。

6．ラショー総合病院（医療機材整備計画）

日時	2015 年 12 月 9 日（水） 11:30～12:00
訪問先	シャン州ラショー地区内、ラショー総合病院 Lashio General Hospital in Lashio Township, Shan State
主要面談者	Dr. Dee Pak （Medical Superintendent of Lashio General Hospital／同病院の最高責任者）
案件名	平成 18 年度（2006 年度）「州立ラショー総合病院（シャン州）医療機材整備計画」 The Project for Provision of Medical Equipment for State General Hospital, Lashio in Shan State
調査団	白幡利雄、松尾美江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	陸名真弓経済協力専門員（外務省）、渡邉太郎書記官（在ミャンマー日本国大使館） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 病院には、院長、副院長、各医局の責任者ら 7～9 人から成る Hospital Administrative Committee があり、各医局が機材や備品を修理、廃棄する際には委員会からの許可を得なければならない。また、医局間での物品の移動も委員からの許可が必要で、記録を残している。 ・ ただ各医局内部における機材や備品の移動は制限がなく、記録もない。 ・ 一般病棟（内科）で、GGP によって寄贈された注射ポンプ、ベッド、ベッドサイドロッカー、輸血スタンドが継続使用されていることを目視、確認した。

7．女性職業訓練センター

日時	2015 年 12 月 10 日（木） 10:00～11:30
訪問先	ヤンゴン管区バハン地区内、女性職業訓練センター Vocational Training Center for Women in Yangon
主要面談者	Daw Aye Naw Win （Headmistress of Vocational Training Center for Woman in Yangon）
案件名	平成 23 年度（2011 年度）「女性職業訓練センター（ヤンゴン地域）環境整備計画」 The Project for Upgrading the Vocational Training Center for Women in Yangon

	Region
調査団	白幡利雄、佐藤幸江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	鈴木雄介課長補佐、陸名真弓経済協力専門員（外務省）、渡邉太郎書記官（在ミャンマー大） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ このセンターは社会福祉省の管轄下にあり、現在 17 名の職員が勤務している。 ・ 運営は政府からの補助と自己資金（洗濯業務や製品販売による収入）によって行われている。 ・ 現在は 43 名の女性が職業訓練を受けながらセンター敷地内で寮生活を送っている。この 43 名のうち、多くが 12 歳から 16 歳であるが、障がいを持った 16 歳以上の女性で職業訓練を受けている例もある。 ・ ここは人身取引の被害者や障がい児、未成年犯罪者が社会復帰するための施設であり、職業訓練だけではなく、カウンセリングや就職支援も実施している。例えば、当センターでミシンの技術を習得した者には縫製工場への就職を紹介している。 ・ 未成年犯罪者の場合、1 年以上この施設で訓練を受けることになっている。 ・ 訓練生の一日のスケジュールの中には、職業訓練だけではなく、運動や清掃、農作業、テレビを見る時間なども組み込まれている。 ・ 年に 1 回ほど、パゴダ（仏塔）訪問などの特別カリキュラムも実施している。 ・ GGP による支援では、センターを囲むフェンスと鉄条網の建設および電動ミシン 5 台の供与を受けた。この他、業務用の洗濯機、乾燥機、アイロン各 1 台の整備を申請していたが、商業目的が高いことから認められなかった。 ・ 現在ミシンは 45 台あり、そのうち 15 台が電動ミシンである。GGP 支援以外のミシンは政府や韓国からの支援で購入した。 ・ 停電に備えジェネレーターを設置しているが、同センターがあるエリアでは停電が少ないため、使用することは少ない。 ・ 43 名中 10 名の女性がミシンを使用して軽作業を行っている。完成した製品は、同施設内の販売店、もしくはスーパーマーケットなどに卸している。 ・ ミシンが壊れた場合、その都度修理しているが、大きな修理が必要な場合はまとめて修理に出している。 ・ 障がいを持つ女性たちは、薬の箱づくりや手縫いの洋裁など、比較的簡単な作業に従事している。薬の箱は一日平均 500 個ほどの製作が可能。 ・ 洗濯、アイロンがけ、洋裁、薬の箱づくり、フラワーデコレーションなどの作業があるが、どれに従事するかは訓練生の興味や能力によって配置を決めている。 ・ フェンスと鉄条網を建設するまでは、元夫などによる連れ去りがまれにあったが、案件実施後は無くなった。また、センターから脱走する者が年に 1～2 人はいたが、建設後はいなくなった。 ・ 現在、鉄条網が 1 ヵ所壊れているため、近々修理する予定。費用は政府に支援を要請するが、無理な場合は自己資金を充てる予定。

８．カヤン地区母子保健センター

日時	2015 年 12 月 10 日（木） 15:30～16:30
訪問先	ヤンゴン管区カヤン地区内、カヤン地区母子保健センター Maternal and Child Health Center in Khayan Township, Yangon Region
主要面談者	Dr. Saw Thurein （Township Medical Officer）
案件名	平成 22 年度（2010 年度）「カヤン地区・トングワ地区母子保健センター（ヤンゴン管区）建設計画」 The Project for Construction of Maternal and Child Health Center in Khayan and Thongwa Township, Yangon Region
調査団	白幡利雄、佐藤幸江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	鈴木雄介課長補佐、陸名真弓経済協力専門員（外務省）、高野光輝草の根委嘱員（在ミャンマー大） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 現在、婦人保健訪問員（Lady Health Visitor）1 人、助産師 6 人が配置されている。 ・ センターは月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで、産前産後検診や 5 歳以下の子どもの検診、母子保健教育等を行っており、曜日によって検診内容や利用者数が異なる。例えば、月曜日は新規の産前検診を実施しており毎週約 30 名が利用。水曜日には通常の産前検診に毎週約 50 名が訪れている。 ・ 以前は母子保健協会（MCWA: Mother and Child Welfare Association）の施設やカヤン地区病院内にある僧侶用の診察施設を母子保健センターとして使用していたが、仕切りのある個室がなく、産前産後検診などには適していなかった。 ・ GGP 支援によるセンター建設後は、個室が利用でき、プライバシーが確保されている。また、道路に面しているため、妊婦にとって通いやすい環境にもある。 ・ この案件の被供与団体であるミャンマー医師会は、年に 4 回ほど同センターを訪問し、建物の維持管理状態をモニタリングしている。 ・ 近年、カヤン地区の妊産婦死亡率や乳幼児死亡率は減少傾向にある。

９．トングワ地区母子保健センター

日時	2015 年 12 月 10 日（木） 17:30～18:30
訪問先	ヤンゴン管区トングワ地区内、トングワ地区母子保健センター Maternal and Child Health Center in Thongwa Township, Yangon Region
主要面談者	Dr. Phyu Phyu Win （Medical Officer）

案件名	平成 22 年度（2010 年度）「カヤン地区・トングワ地区母子保健センター（ヤンゴン管区）建設計画」 The Project for Construction of Maternal and Child Health Center in Khayan and Thongwa Township, Yangon Region
調査団	白幡利雄、佐藤幸江（AMDA 社会開発機構）
調査団同行者	鈴木雄介課長補佐、陸名真弓経済協力専門員（外務省）、高野光輝草の根委嘱員（在ミャンマー大） Dr. Kaung Myat Lin（通訳）
聞き取り内容	・ 現在、婦人保健訪問員（Lady Health Visitor）2 人、助産師 3 人が配置されている。医師も一人いるが、現在は人手が足りない別の医療機関に勤務している。 ・ センターは月曜日から金曜日の 9 時から 4 時まで、産前産後検診や 5 歳以下の子どもの検診等を行っており、曜日によって検診内容が異なる。例えば、月曜日は新規の産前検診で、通常の産前検診は火曜日に行っている。 ・ 以前は近隣の母子保健協会敷地内で活動していたが、トングワ地区病院の敷地内にセンターが建設されたため、搬送が必要な場合など、迅速に対応ができるようになった。 ・ 建設前に使用していた施設は、建物の老朽化による雨漏りや、周辺に建物が多いため電力が不足するなどの問題があった。また、衛生状態も悪く、不衛生だからという理由で利用しない住民もいた。センターの建設により、電気や給水設備が整備され、衛生環境が改善されたため、住民が安心して利用できるようになり、利用者数も増加した。 ・ センターを建設する以前は毎週約 40～50 人の利用者が産前検診に訪れていたが、建設後は約 80 人に増加。毎月第一週目に実施している EPI（予防接種拡大計画）の利用者数も増加した。 ・ 同センターに配属されている助産師は、毎月約 10 日間、遠方の地域に出張して検診や母子保健教育の活動に取り組んでいる。助産師は 2~3 地域ずつを、それぞれ担当している。

V. 考察と提言

1．個別案件に対する所感等

以下は調査実施時の訪問順ではなく、各案件の契約年次順（契約書記載順）に記載した。

⑴ 平成 18 年度（2006 年度）「州立ラショー総合病院（シャン州）医療機材整備計画」

- 訪問時には現在の備品台帳は確認することができなかった。これは病院の会計監査のため、台帳の現物が監査実施機関に渡されていたためである。ただし、医療機材や備品等が納品された際ならびに医局に配備された際の記録はきちんと管理されていることは帳簿で見ることができた。
- 供与された機材の何点かは、今でも日常的に利用されていることを目視で確認することができた。こうした機材は、最低 5 年間は使用可能なものが供与されている前提であり、調査実施時から 9 年前の案件であることに鑑みれば、十分な成果があったものと考えられる。
- 後述する GGP 案件（7）の感染病棟建設にあわせて供与されたベッドが、少なくとも 2 床、隣の一般病棟で使用されていた。管轄する医局が同じであるため、患者の受け入れ状況に応じて医局内の判断で移動しているとの説明があり、特に問題は感じなかった。

⑵ 平成 20 年度（2008 年度）「セイタトゥッカ僧院附属小学校（シャン州）建設計画」

- 訪問した際、最高学年の教室には 12 人の生徒が学習しており、全員が高校進学を希望していると話していた。このうち 9 人は 1 年生から同小学校で学んでおり、2 人は転入生だった。
- ほぼすべての教室で 40～60 人の生徒が学んでおり、教室内にはポスター等の教材も貼られていた。教員がおらず、自習しているクラスも複数あった。GGP による支援実施後も着実に生徒数が増加しており、裨益効果は高かったと言える。
- 小学校の敷地内には 7 棟の校舎とブロック造のトイレ 2 施設（10 基）があった。校舎は竹マットの壁とトタン屋根の 1 棟を除き、GGP 支援によるものを含め、すべてがブロック造あるいは鉄筋コンクリート造であり、いずれも 5 教室以上を備えていた。また、敷地外にも僧院所有の運動場と託児所、チーク林と畑があるなど、ミャンマーの地方都市の感覚からすると際立って規模が大きく、全生徒が机と椅子も使えていることも含め、恵まれた環境にあると感じた。
- 生徒数に対する校舎の拡充が追い付いていないものの、僧院への寄付を活用し、自分たちの力でよく管理運営されている様子がうかがえた。これは、僧院のトップが高名な僧侶であるとの評判が広く知られていることが大きく貢献しているものと思われる。

⑶ 平成 22 年度（2010 年度）「ナッイェカン僧院付属小学校（シャン州）建設計画」

- 敷地内はよく掃除され、校舎にも目立った破損はなく、応接室の整理整頓、書類の保管もきちんと行われていた。GGP によって建設された校舎の 6 教室は幼稚園 2 教室、1 年生 2 教室、2 年生と 3 年生 1 教室ずつ、として使われていたことを確認した。なお、幼稚園のうち 1 教室は僧侶でもある児童たちが使用しており、訪問時は托鉢のため不在だった。

・ 卒業後 2 割の生徒しか進学せず、多くが働きに出ている現状は、ほとんどが進学するという案件（2）のセイタトゥッカと比べ大きく異なっていた。短時間の訪問のため、その理由を解明できなかったが、地域による経済力の格差が示唆されていた。
・ 経済的にも厳しい状況にある生徒が多く通学していることがうかがえ、高い事業効果が発現していると言える。

(4) 平成 22 年度（2010 年度）「カヤン地区・トングワ地区母子保健センター（ヤンゴン管区）建設計画」

【カヤン地区】
・ 施設内は清掃が行き届き、清潔に保たれていた。センター周囲のエプロンにひびが入っている箇所があったが、その他施設に大きな破損はなく、よく維持管理され、活用度も高い様子が伺えた。
・ センター内の各部屋のドアが開閉の際に床に引っかかるなど、あまり開閉されている形跡はないが、薄手のカーテンをかけてプライバシーを確保するなどの工夫が見られ、実用上の問題はないと思われる。

【トングワ地区】
・ 案件の被供与団体であるミャンマー医師会によるモニタリングは、カヤン地区のようには実施されていない様子だが、建設された施設自体に大きな損傷はなく、よく維持管理され、かつ活用されていると言える。
・ カヤン地区と同様、センター内の各部屋のドアが開閉の際に床に引っかかる状況が見られたが、こちらも実用上の問題はないと思われる。

(5) 平成 23 年度（2011 年度）「ミャンマー感染症対策薬剤保管庫（シャン州、マグウェ地域）建設計画」

・ 訪問した保管庫の中は、薬剤が棚に分類整理して保存されており、エアコンによる温度管理もなされるなど、必要な維持管理体制が保たれている様子が確認できた。
・ 薬剤保管スペース自体は恒常的に不足している様子で、使用頻度に応じて病院内の他のスペースとあわせて保管されていた。そのため頻度が低く、エアコンによる温度管理も必須でないものが置かれていることがうかがえる部屋（入口に向かって右側）にはバイクや他の用途の資材が置かれるなど、本来の目的とは異なる利用状況が若干見られた。

(6) 平成 23 年度（2011 年度）「女子職業訓練センター（ヤンゴン地域）環境整備計画」

・ 修理の必要な鉄条網は 1 ヵ所との説明を受けていたが、周囲を見て回ったところ、もう 1 ヵ所修理が必要と思われる場所を確認した。センター側が把握していたかどうかは不明だが、次回にまとめて修理するとのことだった。
・ GGP で供与された電動ミシン 5 台のうち、訪問時に使用されていたのは 1 台のみだった。残りの 4 台は修理されたばかりのため、まだ研修生たちに割り振られていなかったことが理由であり、特に問題は感じられなかった。
・ 当初 GGP への申請内容に入っていた業務用洗濯機の供与はなされなかったが、その後、洗濯業務を請け負う代わりに近隣のクリーニング店から無償で貸与されていた。

(7) 平成 25 年度（2013 年度）「シャン州ラショー地区ラショー総合病院感染病棟建設計画」

- 現在、女性の HIV/AIDS・結核併発患者はおらず、1 階の女性患者用の部屋は空いていた。
- 案件の契約された 2013 年度には、JICA による新病棟建設に関するニーズ調査が行われている。在ミャンマー大もこのことは当然認識していたが、本案件は緊急性が高いことから、GGP による支援実施を承認したとのこと。「足の速い」スキームとしての有効性を活かした対応と言える。
- 一般病棟との間に渡り廊下があるが、これは GGP への申請内容には当初含まれておらず、後に変更申請を経て病院側の自己負担により設置されたものである。医師を含めた病院スタッフの移動に供することが設置の目的だが、変更申請の際、大使館側からは扉（引き戸）を開けっ放しにしないよう十分注意する旨が伝えられていたにも関わらず、訪問時には開放されており、誰でも行き来ができる状態になっていた。この点、病院側の管理体制にまだ不十分な面があるといえる。

2．全体的な考察と提言

今回の調査で訪問したすべての施設や供与された資機材は、被供与団体によって適切に維持管理されていることが、視察した範囲において確認できた。もちろん、実施後相当の時間が経過したものについては若干の劣化や、その他の軽微な変化も認められたが、実用上の問題は全くなく、すべてが十分な許容範囲にあった。

これらは在ミャンマー大の GGP 担当者が、件数・金額ともに急速に拡大しつつある中、業務の効率化に努め、案件の選定から実施、フォローアップにいたるまで、非常に丁寧な対応をしている結果だと言える。建設案件が多いため、エンジニアの経験がある現地の人材を委嘱員として採用し、設計段階での指導はもちろんのこと、中間や完了検査の過程を経ることで、高いクオリティの成果物を残すことに成功している。邦人の委嘱員も含め、現地の事情に精通したスタッフを抱えていることが、その前提としてプラスに働いていることも、異論のないところであろう。

一方で、より裨益効果の高い案件実施に向けて改善が期待される点として、本報告書では以下のことを提言したい。

【提言①】　案件の実施目的を明確化する

小学校の建設案件などが分かりやすい例だが、「建設すること」のニーズや効果は、たいていの場合、疑う余地がない。在ミャンマー大のインタビュー結果にもあるとおり、そうした効果を前提に、一定程度以上の裨益者数が確保され、さらに実施運営にかかるリスクが少なければ、案件の是非が問われることはまずないものと思われる。

しかしながら、一歩思考を進めて、学校の校舎が完成し教育の場が提供されるということに加え、学校が建設されたことで地域の状況がどう変化するのかを検討することで、プロジェクトの中長期的な成果に付加価値が生まれるものと考える。本来、そうしたことは被供与団体が考えるべきことであり、GGP はその一部を支

援するものだと考える向きもあるが、プロジェクトの目的を明確にし、その波及効果としての上位目標も設定しておくことで、中長期的な裨益効果が高まるのではないかと考える。

実際、いま外務省内で案件監理に使われている請訓表には、「社会的背景・ニーズ」や「裨益効果」の項目はあるが、「目的」を明記する欄は設けられていない。そのため、ニーズとして挙げられる複数の点がどうしても並列的になり、案件実施による直接的な効果の発現が、もっとも期待される点であるということがあいまいになる危険性を伴っている。目的をよく絞って明文化し、強く意識することで、案件の PDCA サイクルによる管理とその質の向上に資するものと考える。

【提言②】　多様なステークホルダーとの連携を促進する

今回、AMDA 社会開発機構がフォローアップ調査を業務委嘱されたように、ローカル NGO や CBO、ローカルコンサルタント、あるいは当該地域に知見のある本邦 NGO や個人などとの連携が進めば、個別案件をより多層的に判断できるようになることが考えられる。事業完了後だけでなく、案件形成時からの多様な連携を期待したい。

【提言③】　裨益効果の持続性と波及効果を高める

施設を建設し、また資機材を供与した後、一定期間にわたってそれらが活用されれば成果はあったと判断できる。しかし、その効果がより長く持続し、かつ波及効果が広がれば、一層望ましいと言える。

多様なステークホルダーとも連携しつつ（提言②）、その目的を明確化（提言①）することに留意した案件形成のプロセスを経ることにより、GGP だけでなく、他の NGO や CBO が支援すべきことや、GGP 完了後のコミュニティの役割分担などが自ずとステークホルダー間で認識され、ひいては裨益効果の持続性と波及効果が高まることにつながる。

例えば、類似案件である（2）セイタトゥッカ僧院附属小学校と（3）ナッイェカン僧院付属小学校を例に考えてみたい。いずれも高い裨益効果を発揮していることは先述したとおりであるが、学校の財政事情や生徒の世帯状況などは、あらゆる面で後者の方が厳しい状況にあることは明白である。前者の評判を聞きつけた後者が 2 年後に GGP の契約を得ており、一つの案件実施が別の案件に結び付いた好事例であると言える。ここには僧侶間でのネットワークが明らかに寄与しており、こうしたネットワークに相当するようなステークホルダーが、他の様々な案件でも機能を発揮できるような形で連携できればいいのではないかと考える。我々のような本邦 NGO も、現場における GGP の積極的な活用の推進に努めていきたい。

以 上

【付録資料】

1．調査実施時の写真